

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

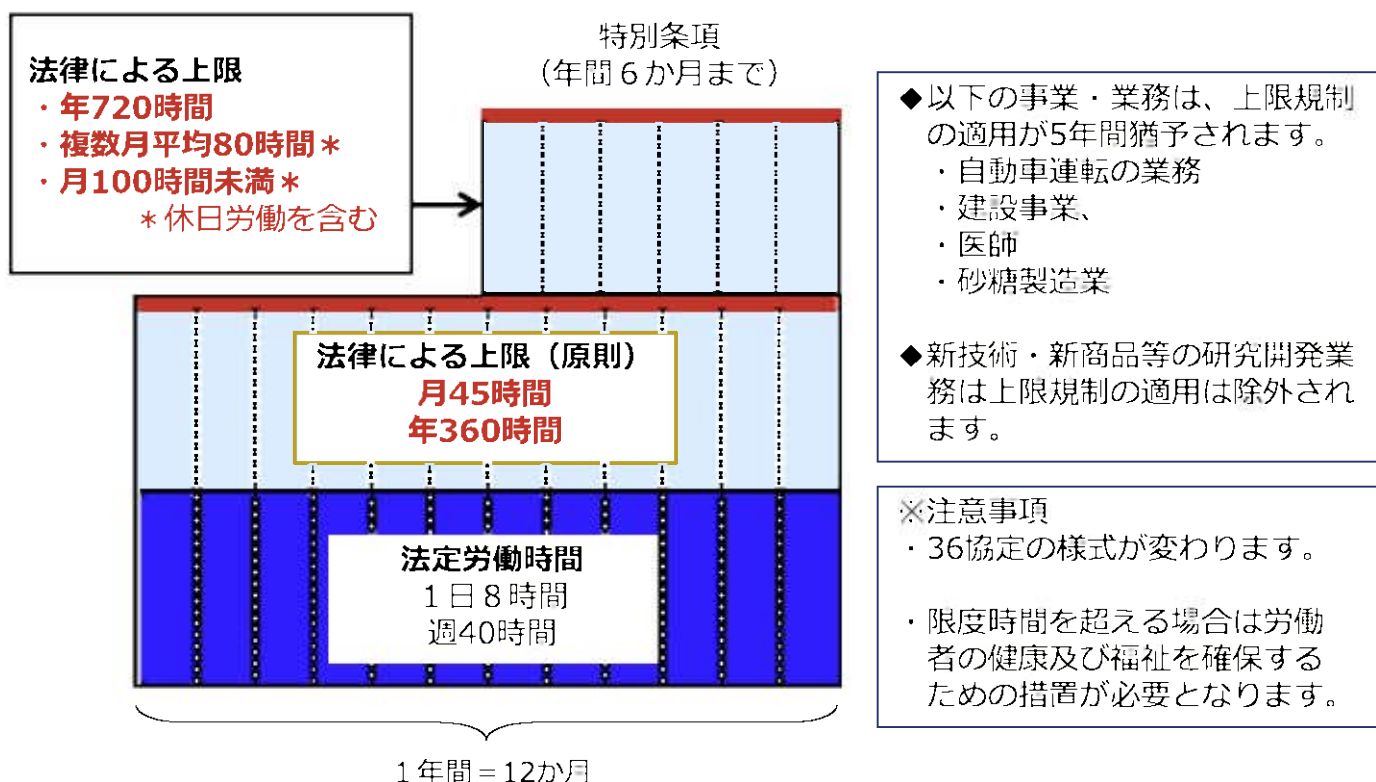
2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されています

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日から！

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。



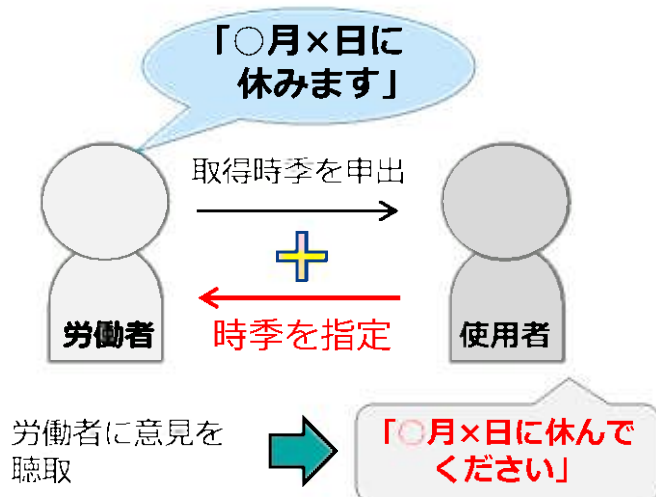
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。



年次有給休暇の確実な取得が必要です！

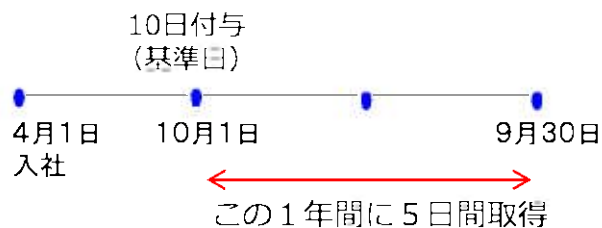
使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

労働者の申出による取得（原則）



使用者の時季指定による取得（新設）

（例）4月1日入社の場合



※原則は、今まで従来どおり労働者からの申し出による取得です。労働者が自ら取得した日数は、5日間から控除することができます。

- （例）労働者が自ら5日取得
 → 使用者の時季指定は不要
 労働者が自ら3日取得
 → 使用者は2日を時季指定

※労働者ごとに**年次有給休暇管理簿**を作成、3年間保存する必要があります。

労働基準法において、労働者は、

1. 雇入れの日から6か月継続して雇われている
2. 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば
年次有給休暇を
取得することができます。

継続勤務年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日



ここも注目 ～就業規則による規定～

（規定例）第○条

1 項～ 4 項（略（モデル就業規則を参照））

- 5 第1項又は第2項の年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、第3項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日について、会社が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、労働者が第3項又は第4項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

相談窓口のご案内

労働基準監督署
労働時間相談・支援
コーナー

時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。

岡山 労働基準監督署 TEL 086-225-0591 倉敷 労働基準監督署 TEL 086-422-8177
 津山 労働基準監督署 TEL 0868-22-7157 笠岡 労働基準監督署 TEL 0865-62-4196
 和気 労働基準監督署 TEL 0869-93-1358 新見 労働基準監督署 TEL 0867-72-1136

法改正に伴い、様式が変わります！

36協定届の記載例

(様式第9号 (第16条第1項関係))

◆ 36協定で締結した内容を協定届(本様式)に転記して届け出てください。

- 36協定届(本様式)を用いて36協定を締結することもあります。その場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。
- 必要事項の記載がなければ、協定届様式以外の形式でも届出てきます。

表面

労働保険番号

 法人番号

 労働保険被保険者番号

 協定の有効期間
 〇〇〇〇年〇月〇日 から 〇〇〇〇年〇月〇日

事業場の種類
 事業場(工場、支店、営業所等) 〇〇〇〇
 労働者の数
 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

金属製品製造業

事業場の名称
 〇〇金属工業株式会社 〇〇工場

事業場の所在地(電話番号)
 (〒) 〇〇〇-〇〇〇〇

延長することができる時間数
 1 箇月(〇)については45時間まで、②については360時間まで

事業の種類	労働者の数(以上)	業務の種類	労働者数(以上の者)	所在労働時間(1日)(生数)	1日(〇)については45時間まで、②については360時間まで	協定の有効期間
時間外労働 ① 下記の該当しない労働者 ② 1年単位の要形労働時間制により労働する労働者	受注の集中	設計	10人	7.5時間	3時間	〇〇〇〇年4月1日から1年間
	臨時の受注、納期変更 製品不具合への対応	機械組立 検査	20人 10人	7.5時間 2時間 2時間	40時間 25時間 25時間	
	月末の決算事務 棚卸	経理 購買	5人 5人	7.5時間 7.5時間	30時間 20時間 30時間	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(以上の者)	所定休日(生数)	労働させることができる法定休日における仕事及び業務の性質	
受注の集中		設計	10人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30
臨時の受注、納期変更		機械組立	20人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間を超えてはならないこと。
 (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 〇月 〇日
 協定の当事者である労働組合(名称) 〇〇労働組合(名称) 又は労働者の過半数を代表する者の氏名
 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙) 〇〇〇〇年 〇月 〇日
 職名 職名
 田中太郎 山田花子
 工務長 検査課主任

労働基準監督署長殿
 〇〇

押印
 押印を必要とします。

時間外労働の上限は、月45時間、かつ、年360時間が原則です。特別による場合であっても、できる限りこの水準に近づける努力が求められます。なお、臨時の特別な事情がある場合、月45時間・年360時間を超過する上限時間を設定して36協定を締結する場合は、様式第9号の2(労働者代表主要関係様式) https://www.mhlw.go.jp/bunhyo/roudoukyouren/roudoukyouren01/) を使用してください。

- ◆ 36協定の届出は電子申請でも行うことができます。
- ◆ (任意)の欄は、記載しなくても構いません。

労働保険番号・法人番号を記載してください。

この協定が有効となる期間を定めたいです。1年間とすることが望ましいです。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

1年の法定労働時間を超過する時間数を定めてください。①は45時間以内、②は320時間以内です。

1か月の法定労働時間を超過する時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内でなければなりません。これを労使で確認の上、必ずチェックボックスに入れください。チェックボックスに入っていない場合は、有効な協定届とはなりません。

有効期間が3か月を超える1年単位の要形労働時間制が適用される労働者については、①の欄に記載してください。

労働者の過半数を代表する者を明確にする者には、36協定を締結すること、投票・選挙等の方法で労働者の過半数代表者を選出したこと、選出方法を記載してください。

使用者による指図や、使用者の意向に基づき選出は認められません。

中小企業事業主のみなさまへ

「働き方改革」への取り組みを支えるため
労働時間相談・支援コーナー
を設置します。

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、
お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ① 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- ② 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ③ 長時間労働の削減に向けた取組み
- ④ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金



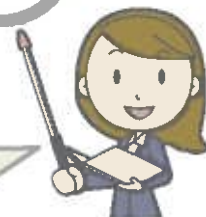
残業時間を減らしたいと思うけど、
どうすればいいんだろう？

有給休暇をうまく使いたいの
はやまやまなんだけど…

うちの会社の
労働時間制度は
このままで
いいのかな…？

このようにお悩みではないですか？

個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずは
お気軽に、お近くの労働基準監督署にお問合せ下さい。



◆ 窓口相談、電話相談どちらでも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

岡山労働基準監督署：086-225-0591

倉敷労働基準監督署：086-422-8177

津山労働基準監督署：0868-22-7157

笠岡労働基準監督署：0865-62-4196

和気労働基準監督署：0869-93-1358

新見労働基準監督署：0867-72-1136

この他にも「働き方改革」に関する様々な支援を実施しています。裏面をご参照下さい。



岡山労働局・各労働基準監督署

岡山働き方改革推進支援センターのご案内(0120-947-188)

「非正規雇用労働者の処遇改善」、「弾力的な労働時間制度の構築」、「生産性向上による賃金引上げ」など、人材の定着確保・育成に効果的な労務管理に関する総合的な支援を行います。



- ◆社会保険労務士などの労務管理・企業経営の専門家が、個別相談援助や電話相談により、技術的な支援を提供します。
- ◆セミナー、出張相談会も随時開催します。

時間外労働等改善助成金のご案内

◆時間外労働の上限設定などに取り組む皆様を、**4つのコース**で強力サポート！

時間外労働上限設定コース

時間外労働の上限規制に対応するため、限度基準を超える時間数で36協定（特別条項）を締結している事業場が、一定の時間以下に上限設定を引き下げることを支援します。

お問い合わせは都道府県労働局まで

勤務間インターバル導入コース

休息時間が9時間以上となる「勤務間インターバル(※)」を新規導入、対象労働者の範囲の拡大、休息時間を延長する取組みを支援します。

※勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の休息時間を設けるもの

お問い合わせは都道府県労働局まで

職場意識改善コース

年次有給休暇の取得促進や所定外労働の削減への取組み、所定労働時間を短縮して週40時間以下とする取組みを支援します。

お問い合わせは都道府県労働局まで

テレワークコース

在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを新規導入、または拡充して活用する取組みを支援します。

お問い合わせはテレワーク相談センターまで

人手不足・人材育成などに関する助成金

◆長時間労働の削減などにも効果的な人手不足・人材育成などに関する助成金もご活用いただけます。詳しくは以下のURLのほか、都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせ下さい。

(URL) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

ポータルサイト「スタートアップ労働条件」

スマートフォン
タブレットでも

診断
スタート!

◆Web上で設問に答えると、自社の労務管理・安全衛生管理の診断ができるほか、労働基準法の基本的な仕組みなどの情報を掲載しています。

(URL) <http://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/>



労働条件に関する総合情報サイト「確かめよう 労働条件」

スマートフォン
タブレットでも



◆労働基準関係法令の紹介・解説や、事案に応じた相談先の紹介など、労働条件に関する悩みの解消に役立ちます。

(URL) <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



「働き方・休み方改善ポータルサイト」

スマートフォン
タブレットでも



◆Web上で設問に答えると、自社の働き方・休み方の改善に向けたヒントが得られるほか、働き方・休み方改善に取り組む企業の事例などを掲載しています。

(URL) <http://work-holiday.mhlw.go.jp/>



(H30.5)

中小企業の皆さまへ

「働き方改革」準備できていますか？

まずは
相談ください！

無料で**企業訪問・出張相談会**いたします！

岡山働き方改革推進支援センター

ご都合に合わせた相談方法が選べます

相談方法

① 企業訪問

② センター来所

③ 電話・メール

④ 出張相談会

①～④はすべて無料、すべて専門家(社会保険労務士など)が対応

- センターに専門家が常駐
- センター来所時は事前にご予約いただくと待ち時間なしで対応可能
- セミナーの講師派遣ができます

秘密
厳守

相談
無料

年次有給休暇について詳しく知りたい

- ✓ 年次有給休暇管理簿の様式について
- ✓ 就業規則への記載方法

36協定について具体的に知りたい

- ✓ 上限時間の設定について
- ✓ 新様式への記載について
- ✓ 割増賃金の計算方法

非正規雇用の待遇改善について
アドバイスを受けてたい

- ✓ 賃金規定をチェックしてほしい
- ✓ 進め方を聞きたい

人手不足に対応するための支援を受けたい

- ✓ 設備導入に使える助成金について
- ✓ 高齢者などの働きやすい環境づくり

問い合わせ先は裏面をご覧ください。

「働き方改革」
について
どんなことでも
相談ください。

フリーダイヤル 0120-947-188

こんな決めつけありませんか？

労働時間削減対策は残業が多い会社だけに限りません

- 残業 45 時間 / 月で 80 時間 / 月もないから関係ないと思っていませんか？
- 残業時間の多い社員がいたら設備投資して残業を減らしますか？意識改革をしますか？
- 残業を減らす、有給休暇を取得するなんて無理と思っていませんか？
- 有給休暇取得で売上が下がると考えていませんか？
- 残業代を支払えば残業があってもいいと思っていませんか？

非正規雇用が多い会社は今から同一労働同一賃金対策をご検討ください

- 労働条件通知書は作成していますか？
- 業務内容は明確ですか？
- 通勤手当を支給していますか？
- 調整手当等の曖昧な支給内容の手当はありませんか？

非正規雇用の労働条件を改善することが人手不足対策へと繋がっていきます!!

FAXでの相談申込票

御社名	業種
所在地	
TEL	従業員数 人 (内、非正規 人)
ご担当者 (部署・役職含む)	
ご希望相談方法に <input checked="" type="checkbox"/> お願いします。 <input type="checkbox"/> 企業訪問 <input type="checkbox"/> センター来所 <input type="checkbox"/> 相談の上決定	
○相談内容を具体的にご記入ください。	

岡山働き方改革推進支援センター

厚生労働省岡山労働局委託事業

〒700-8556岡山市北区厚生町3丁目1番15号
岡山商工会議所1階 中小企業支援部内

フリーダイヤル **0120-947-188**

FAX **086-206-2027**



E-mail hatarakikata@crest.ocn.ne.jp

URL <https://www.oka-hatarakikata.com>



岡山商工会議所 1 階

9時から17時(土・日・祝除く)

岡山労働局

第13次 労働災害防止推進計画

(計画期間2018年度～2022年度)

計画の目標

1. 死亡災害：2022年までに15%以上減少させ13人以下とする。(前計画期間との比較。以下同じ)
2. 死傷災害(休業4日以上)：2022年までに5%以上減少させ1800人以下とする。
3. 重点とする業種の目標
 - (1)建設業、製造業、林業：計画期間中の死亡災害を15%以上減少させる。
 - ①建設業：墜落転落、崩壊倒壊及び建設機械等災害を15%以上減少させる。
 - ②製造業：動力機械による災害を15%以上減少させる。
 - ③林業：伐木作業による災害を15%以上減少させる。
 - (2)道路貨物運送業、小売業、飲食店：期間中の災害を5%以上減少させる。
 - (3)社会福祉施設：期間中の災害を減少させる。
4. 規模50人以上の事業場について、ストレスチェック結果を集団分析する事業場を90%以上とし、集団分析結果の活用を推進する。

重点業種ごとの取り組み

1. 建設業

- (1)墜落・転落災害の防止対策の推進
- (2)建設用機械による災害防止対策の推進
- (3)崩壊・倒壊による災害防止対策の推進
- (4)建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画を踏まえた設計の普及
- (5)適正な工事発注と統括安全衛生管理体制の構築と職務遂行の徹底
- (6)解体工事における災害防止対策の推進

2. 製造業

- (1)機械設備による災害防止対策の徹底
- (2)人材の育成

3. 林業

- (1)安全な伐倒作業、かかり木の処理作業の普及・定着
- (2)防護衣着用の徹底

4. 陸上貨物運送業

- (1)荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく基本的安全対策の徹底
 - (2)荷主事業者への協力依頼
- #### 5. 第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店)
- (1)本社・本部等による事業場に対する安全指導・援助の推進
 - (2)安全担当者選任等の安全管理体制の整備
 - (3)危険の見える化、KY活動の普及



正しく使おうフルハーネス
(建設業労働災害防止協会)



業種横断的な取り組み

1. 過労死等の防止等の健康確保対策

- (1) 企業における健康確保措置の推進
- (2) 産業医・産業保健機能の重要性、健康相談等の実施の推進

2. メンタルヘルス対策

- (1) ストレスチェックの確実な実施と集団分析の実施・活用
- (2) 小規模事業場へのストレスチェック制度の普及
- (3) 労働者の心の健康の保持増進のための指針の推進

3. 病気の治療と職業生活の両立に関する支援の充実

4. 化学物質による健康障害防止対策

- (1) ラベル表示、安全データシート(SDS)の交付の徹底と確認、リスクアセスメント実施の徹底
- (2) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

5. 石綿による健康障害防止対策の推進

6. 受動喫煙防止対策の普及・促進

7. 第9次粉じん障害防止総合対策及び電動ファン付き呼吸用保護具の普及・促進

8. 「STOP！転倒災害」プロジェクトを踏まえた転倒災害防止対策の徹底

9. その他の対策

- (1) 腰痛の予防対策として、身体的負荷軽減のための介護器具の普及促進
- (2) JISに適合したWBGT値測定器の普及促進、測定結果に基づく熱中症予防対策の徹底



4つのケアの推進

- ・セルフケア
- ・ラインによるケア
- ・産業保健スタッフによるケア
- ・外部機関によるケア

労働災害防止団体等との連携、中小規模事業場への支援

安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

1. 「6つの提言」を踏まえた安全衛生活動の促進

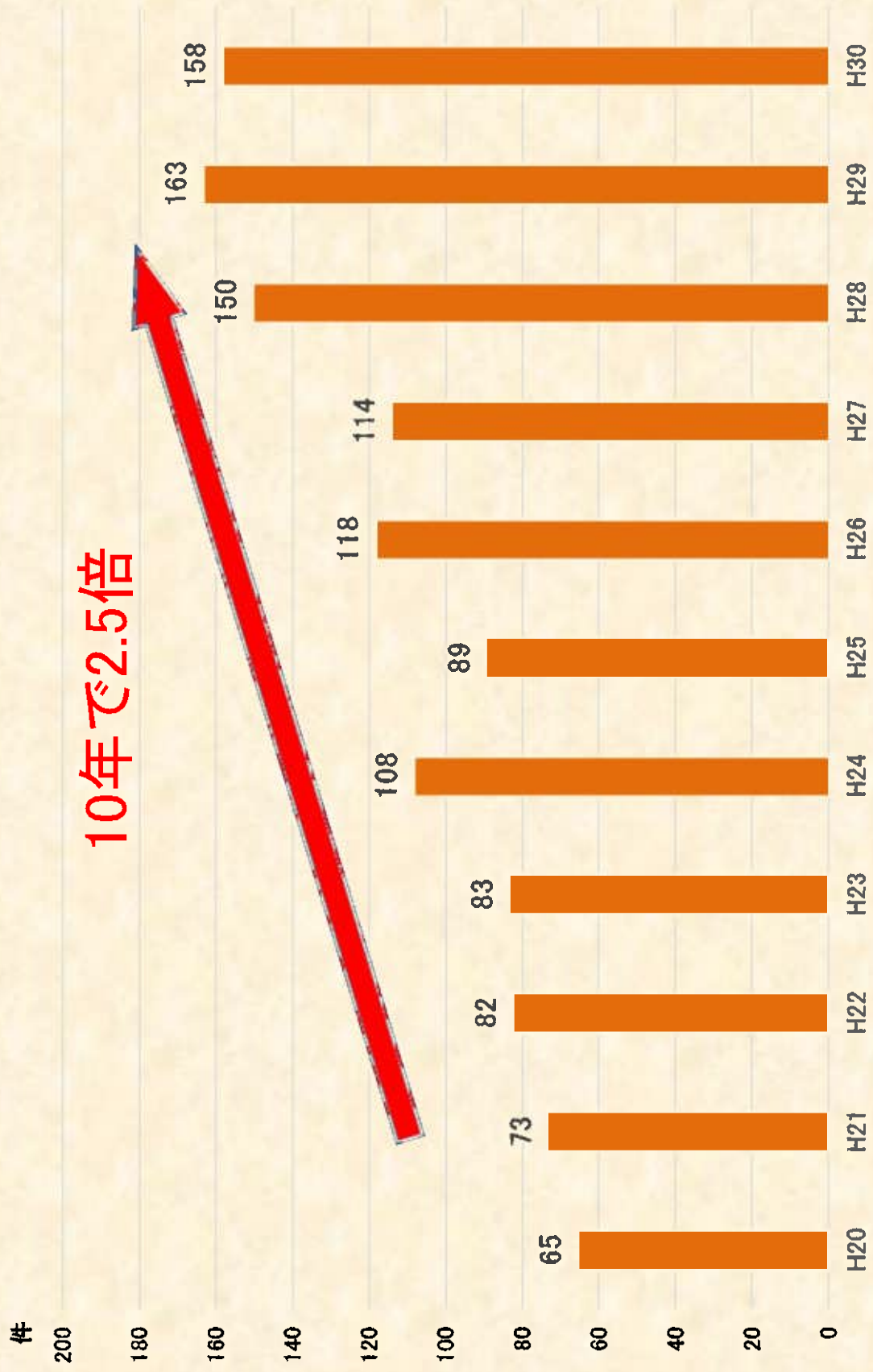
- 企業（経営トップ）は、
- 安全文化を再構築するための企業トップの強力なリーダーシップの発揮
 - リスクアセスメントを有効活用するための指導者の育成
- 組織（職場単位等）は、
- 安全に関する技術・技能の組織的な伝承
 - 各階層に応じた適正な指導の実施
- 個人（働く人）は、
- 常に結果を考えた行動の実施
 - リスクに対する感受性の醸成

2. 「安全点検の日」の定着、活用

毎月1日（又は、各事業場で定めた毎月一定の日）を「安全点検の日」として、全員参加による安全点検を普及定着させることにより、労働者の労働災害防止意識の高揚を図るとともに安全な職場環境の実現を図る。

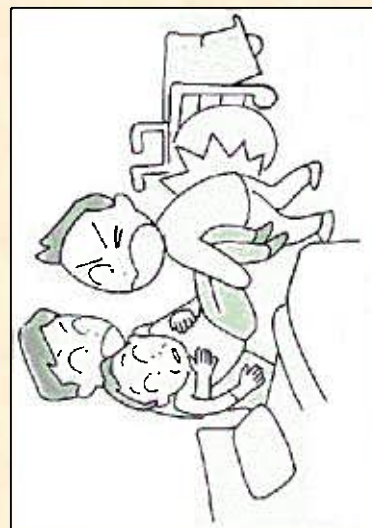
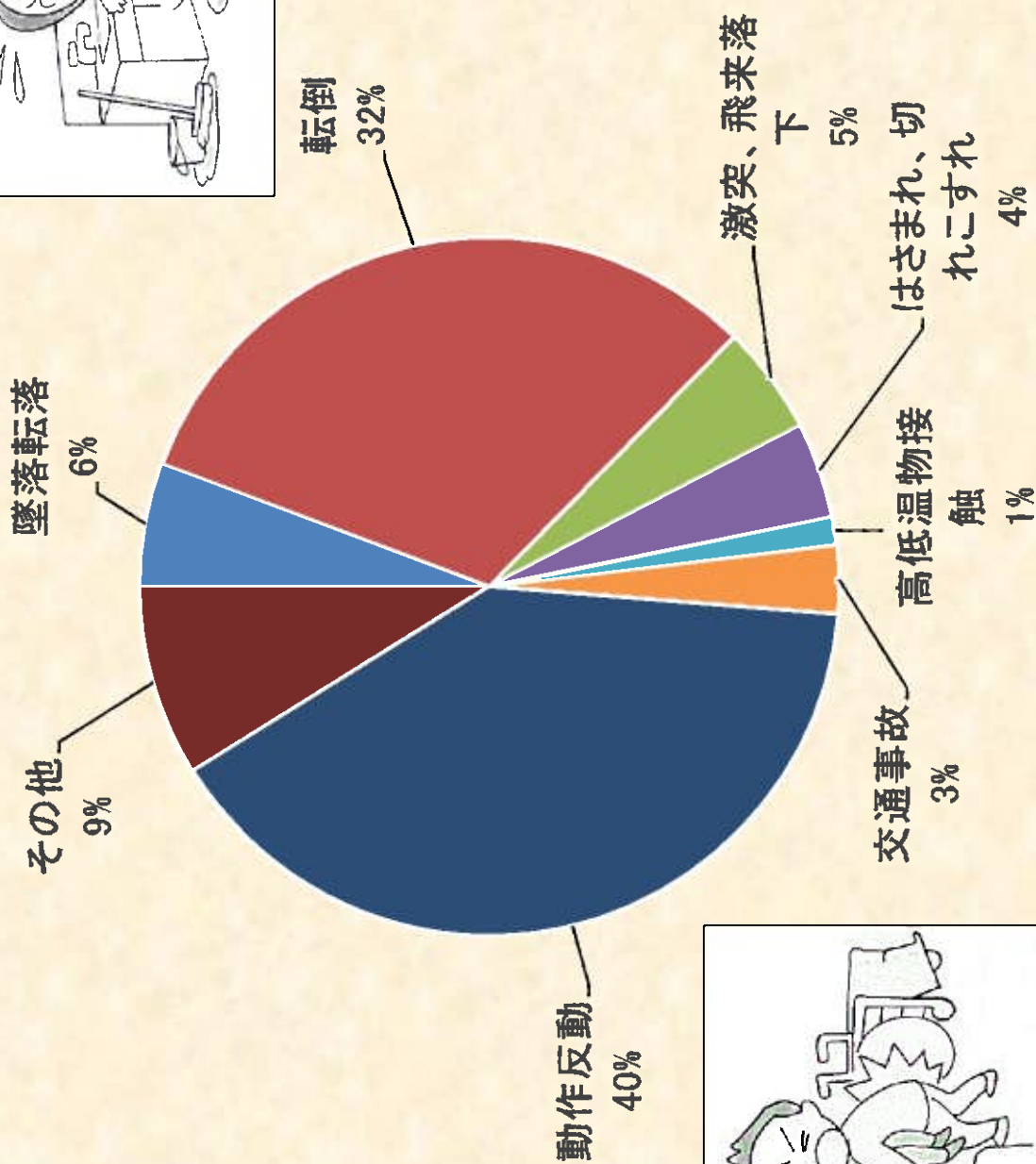
また、安全点検の日においては労働者の行動についても点検を行うこととする。

社会福祉施設の労働災害発生状況 (休業4日以上の労働災害)

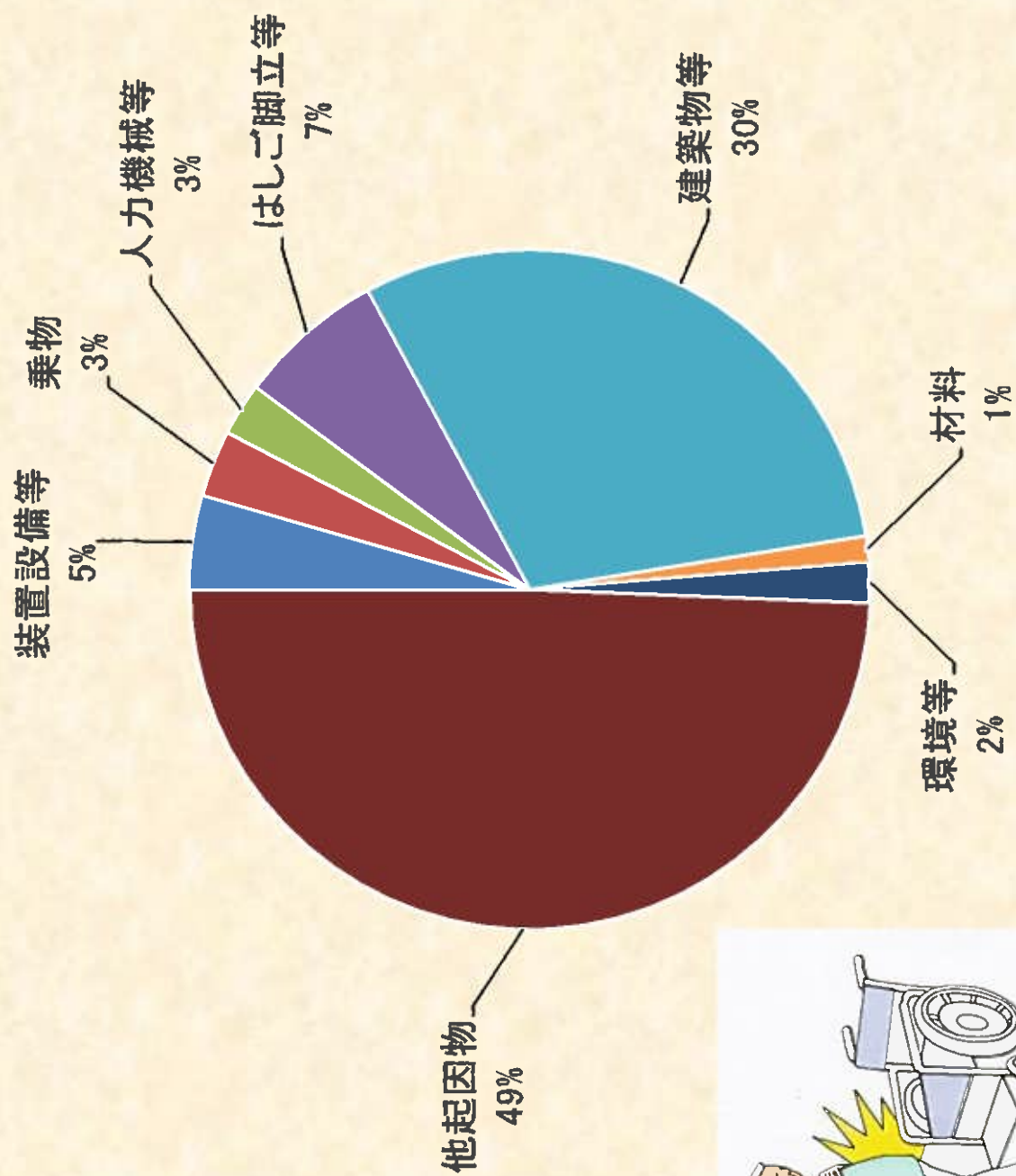


事故の型別の労働災害発生状況

(平成30年岡山局)



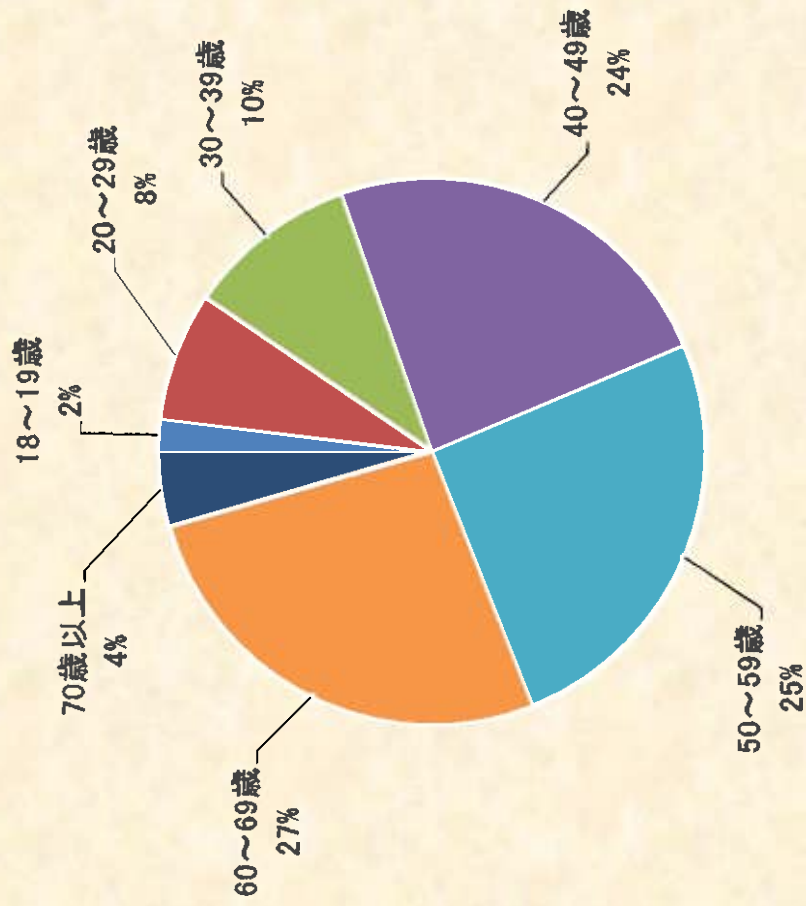
起因物別



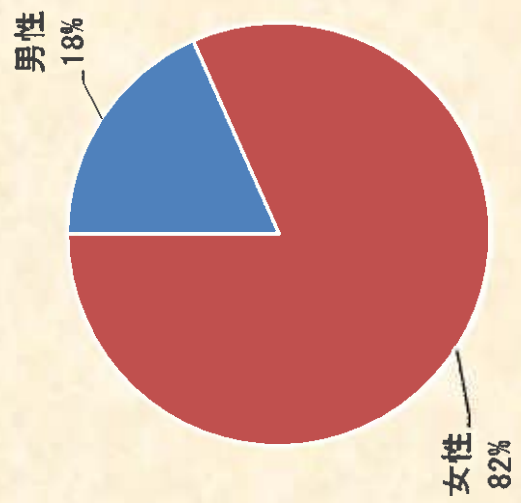
年齢、性別

合計 / 被災者件数	性別		総計
	男性	女性	
18～19歳	1	2	3
20～29歳	3	9	12
30～39歳	5	11	16
40～49歳	10	28	38
50～59歳	6	34	40
60～69歳	4	38	42
70歳以上		7	7
総計	29	129	158

年齢別



性別



社会福祉施設における労働災害のポイント①

- 平成27年以降114⇒150⇒163⇒158人と増加傾向
- 平成30年は、**動作の反動・無理な動作**の災害は63人、**転倒災害**は50人で、この2つの型の災害で**全体の72%**を占めている。
- 動作の反動等**は**介助・介護の場面**、**転倒災害**は**通路**など**建設物等**に起因したものが多く発生している。
- 「STOP！転倒災害プロジェクト」**の推進、**介助・介護**作業における**腰痛防止対策**の徹底が重要

社会福祉施設における労働災害のポイント②

- **動作の反動・無理な動作**の災害は、＜移乗作業中、介助作業中＞のものが半数以上を占めている。
- **転倒災害**のうち、＜滑り、つまづき＞による災害が半数以上を占めている。
- **転倒災害**では、利用者を支えようとして転倒したという、介助作業中の災害も発生している。

災害事例(動作の反動、無理な動作)

番号	事故の型	災害発生状況	休業見込み
1	動作の反動、無理な動作	寝ている利用者を車いすへ移乗させようとして、抱きかかえ上げようとしたときに腰に激痛が走った。	12日
2	動作の反動、無理な動作	車いすからベッドへの移乗作業中。利用者は下半身に力が入らず重いため気をつけていたが、想像以上に負担がかかり腰を痛めた。	1週間
3	動作の反動、無理な動作	利用者をベッドからスライディングボードに移乗させ、スライディングボードから車いすに移乗させようとしたとき、利用者が抱きつくような形になり腰を痛めた。	3ヶ月
4	動作の反動、無理な動作	いすに座っていた利用者をトイレに連れて行くため、利用者の前側から両手を持って立たせたときに、腰に重みがかかり腰を痛めた。	6日
5	動作の反動、無理な動作	トイレで介助中、利用者を抱えていたが利用者が急に力を抜いたので、転倒を防ごうと力を入れたときに腰に激痛があった。	9日
6	動作の反動、無理な動作	高さの調整ができない低いベッドで、腰をかがめ利用者のオシメ交換をしていたところ腰を痛めた。	21日

災害事例(転倒)

番号	事故の型	災害発生状況	休業見込み
1	転倒	液体洗剤を床にまいてからモップがけをしていたところ、濡れた床で足をすべらせて転倒した。	8日
2	転倒	浴室に入室したとき、浴室の床が水で濡れており、足がすべり転倒した。	2ヶ月
3	転倒	台車の車輪用消毒マットを踏んでしまい、消毒液の付着したスリッパで歩いていて、足がすべり転倒した。	2ヶ月
4	転倒	下駄箱に靴をしまっで振り返ったとき、床の上にあったコードに引っかけて転倒した。	4週間
5	転倒	利用者居室から退出時に廊下に置いてあったバケツにつまづき転倒した。	18日
6	転倒	終業後、建物裏を駐車場に向け歩いている、段差につまづき転倒した(暗くて段差に気づかなかった)。	21日
7	転倒	浴室脱衣所で利用者をシャワーチェアから車いすに移乗させるとき、利用者がふらつき、支えきれず利用者と一緒に転倒した。	21日

STOP! 転倒災害

プロジェクト

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう

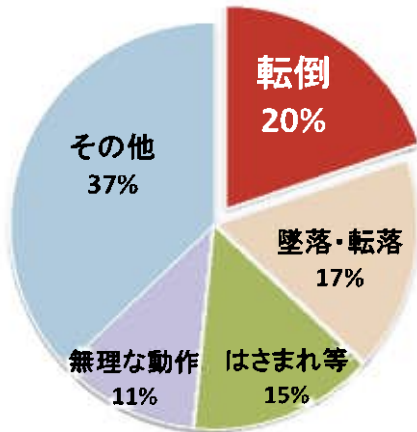
	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

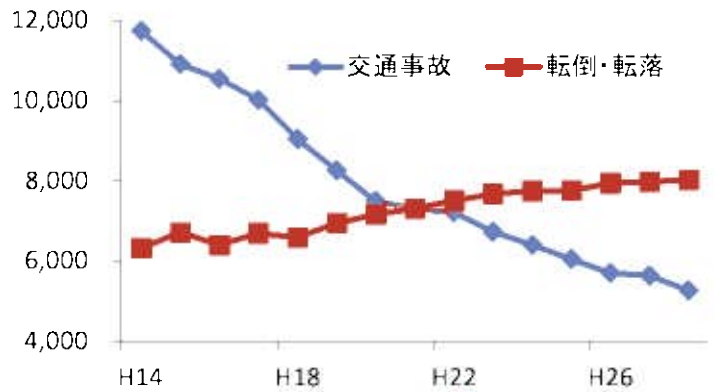
問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合ひましょう！

労働災害全体の2割！

岡山県内の休業災害（4日以上）のうち、2割が転倒災害と、労働災害では最も多く発生しており、深刻な問題となっています。



また、人口動態調査によれば、転倒・転落で亡くなる方は交通事故で亡くなる方より多く、転倒の防止は国民的課題となっています。



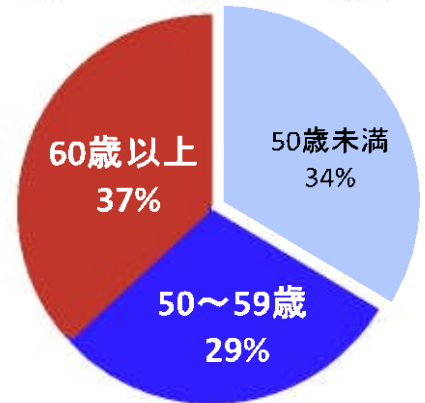
転倒災害の特徴

特徴1 特に高齢者で多く発生！

岡山県内の転倒災害全体のうち**66%が50歳以上**です。

特徴2 休業1か月以上が約6割！

転倒災害の休業期間は**63%が1か月以上**です。



転倒災害の主な原因

▶転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

<p>滑り</p> <p><主な原因></p>	<p>つまずき</p> <p><主な原因></p>	<p>踏み外し</p> <p><主な原因></p>
<ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 	<ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください！

STOP！ 転倒

検索

第三次産業における 労働災害の防止対策の推進について

岡山県内における労働災害は平成28年までは長期的にみて減少傾向にありましたが、平成29、30年と2年連続で増加しました。第三次産業は災害件数が増加傾向にあり、特に、社会福祉施設では平成29年における労働災害が平成24年に比べ50.9%増と大幅に増加しています。

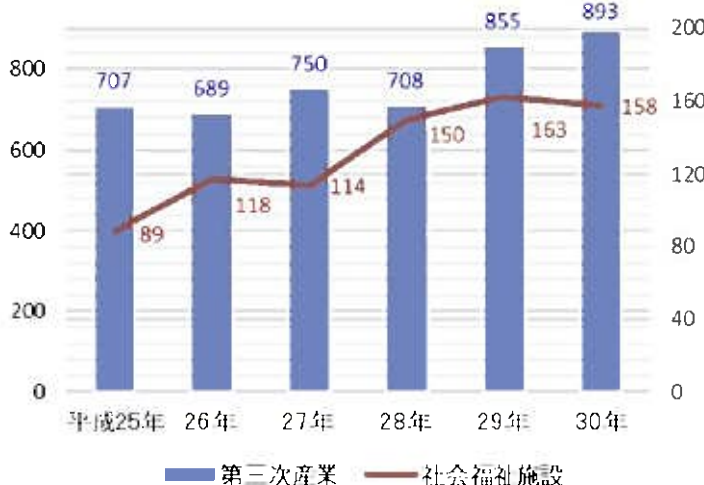
このような状況から、岡山労働局では**小売業**、**社会福祉施設**、**飲食店**など第三次産業において増加している労働災害の減少を図るため、

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」

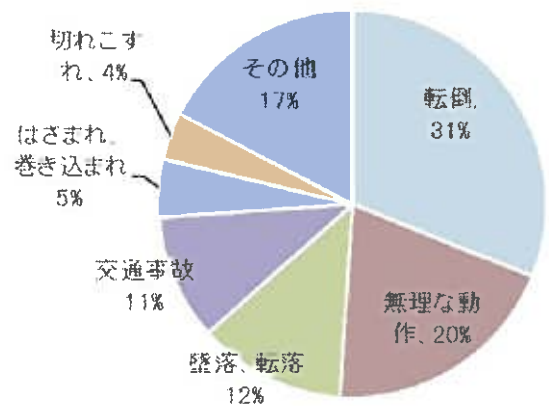
を展開しています。右側のチェックリストや取組事項を活用し、より安全な職場の実現をお願いします。

第三次産業の労働災害発生状況

第三次産業、社会福祉施設 災害発生状況



平成30年 第三次産業災害発生状況



小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やばをした」「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

こちらも
ご覧ください

● 岡山労働局HP
「第三次産業における労働災害が増加しています！」

岡山労働局 第三次

検索



岡山労働局・各労働基準監督署

チェック項目		☑
1	4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	☐
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	☐
3	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	☐
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	☐
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	☐
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	☐
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	☐
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	☐
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	☐
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	☐
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	☐

<取組事項>

① 4S活動の徹底による転倒災害の防止

- ◆「4S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4S活動」です。
- ◆4S活動は、労働災害の防止だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。



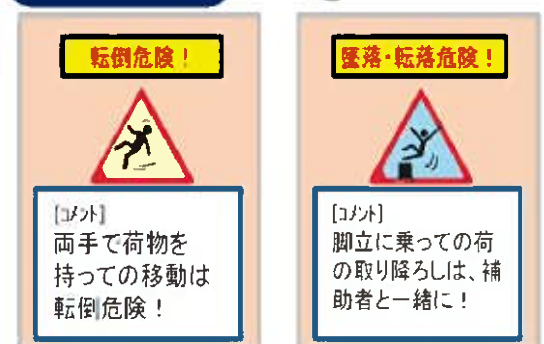
② KY活動＝潜んでいる危険を見つける

- ◆KYとは「危険（K）・予知（Y）」のことです。KY活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合っ「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



③ 危険の「見える化」＝危険を周知する

- ◆危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。KY活動でつけた危険のポイントに右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かっている場合は、そこでは特に慎重に行動することができます。



(2018.5)